

# [自動車保管場所証明申請書]の記載例

◎ 業として代書行為を行うことは行政書士以外は法律で禁止されています。

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書に記載してある内容を記入する。  
 (新車の場合は自動車販売店へ照会してください)  
 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。  
 (要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)  
 なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。

- 軽自動車の届出は「自動車保管場所届出書」で提出願います。
- 申請内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求めます。
- 訂正箇所には、申請者印鑑の訂正印を押印(署名による申請で押印がない場合は、申請者が署名)してください。
- 県証紙(手数料)は2枚目及び3枚目に必要な額の証紙を貼ってください。
- 県証紙は警察窓口にもあります。
- この書類は4枚1組になっております。黒のボールペンで上から強く書いてください。

- 国産車の場合  
 (例)  
 ・イスズ  
 ・スズキ  
 ・スバル  
 ・ダイハツ  
 ・トヨタ  
 ・ニッサン  
 ・ホンダ  
 ・マツダ  
 ・三菱 等
- 輸入車の場合  
 (例)  
 ・アウディ  
 ・トランザム  
 ・シボレー  
 ・オペル 等

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号 (左詰めで記入)	自動車の大きさ (正)
〇〇〇	E-GS130	G S 1 3 0 - 7 0 4 4 3 0 5 2 <small>(アルファベットには下欄にチェックしてください)</small>	長さ 4 6 9 センチメートル 幅 1 6 9 センチメートル 高さ 1 4 3 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)			
自動車の保管場所の位置 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号(〇〇駐車場No.5)			
* 保管場所標準番号			
申請者は実際に自動車を使用する個人又は法人になります。			
申請者(ワッパ)氏名		住所	
日本 太郎		埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)	
電話 048 (824) 2121 番		平成〇年〇月〇日	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
平成 年 月 日			
警察署長 印			

- センチメートル(cm)単位で、右詰めに記載する。(ミリ単位は切り捨てる。)
- 個人の場合は住所を記入する。法人格の場合は事務所の所在地
- 駐車場の所在地を住居表示で記入する。(住居表示がない場合は直近の住居表示)
- 申請書の「備考欄1」を参照し該当する場合に9桁の標準番号を記入する。
- 提出する日を記入する。
- 個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致する。
- 法人格の場合は印鑑証明又は所在証明と一致し、法人名と代表者名(押印)を併記する。
- 4枚とも押印する。(簡易式スタンプ印鑑は不可)
- 本人(個人に限る。)による署名の場合、押印は要りません。
- フリガナを記入する。
- 電話は繋がりがやすいものを記入(携帯電話も可)
- 会社名、担当者、電話番号、その他。(ゴム印でも可)

申請の車が登録を受けている場合は、自動車登録番号を記入する。	この欄は保管場所の自動車増減を確認するものです。保管場所の土地又は建物の所有者で該当するところに○印をする。	申請者以外の連絡先がある場合に記入する。
新規 申請の登録番号 移・変 大宮300な1234	増車 旧車の登録番号及び車台番号 代移 大宮300な5678 AB1-2345	保管場所の所有者 自己・(他人)・共有
新規に○印をする場合 新車、中古車の購入で、現在登録番号が付いていない場合(登録番号欄は記入しない。)	移・変に○印をする場合 車の名義を変える移転登録や引っ越し等で住所を変える変更登録をする場合(現在の車に付いている登録番号を記入する。)	増車に○印をする場合 (登録番号及び車台番号は記入しない。)
	代替に○印をする場合 (出す車の登録番号及び車台番号を記入する。)	この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合
		この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合

- 添付書類
- ▶ 自己の場合 ———— 自認書を添付する。
  - ▶ 他人の場合 ———— 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間、夫婦間は他人とします。)
  - ▶ 共有の場合 ———— 関係者の使用承諾書を添付する。